

海外の放送事業等を支援する
新会社の設立に関する総務省の動向等について
～株式会社「海外通信・放送・郵便事業支援機構」の概要～

平成27年11月24日

1. 株式会社「海外通信・放送・郵便事業支援機構」(ICT機構)の概要

(1) 経緯と予定

総務省は、海外において放送事業等を行う者に対して資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことを目的とする新会社を設立することとし、準備を進めている。

平成27年 5月29日 「ICT機構」法成立

9月 4日 「ICT機構」法施行

10月 9日 総務省、発起人(みずほ銀行)からの設立申請を認可

11月 6日 第1回創立総会・取締役等候補者の選任

11月16日 総務大臣、取締役等の認可

11月末設立の予定

(2) ICT機構の目的

いわゆる官民ファンドのひとつ

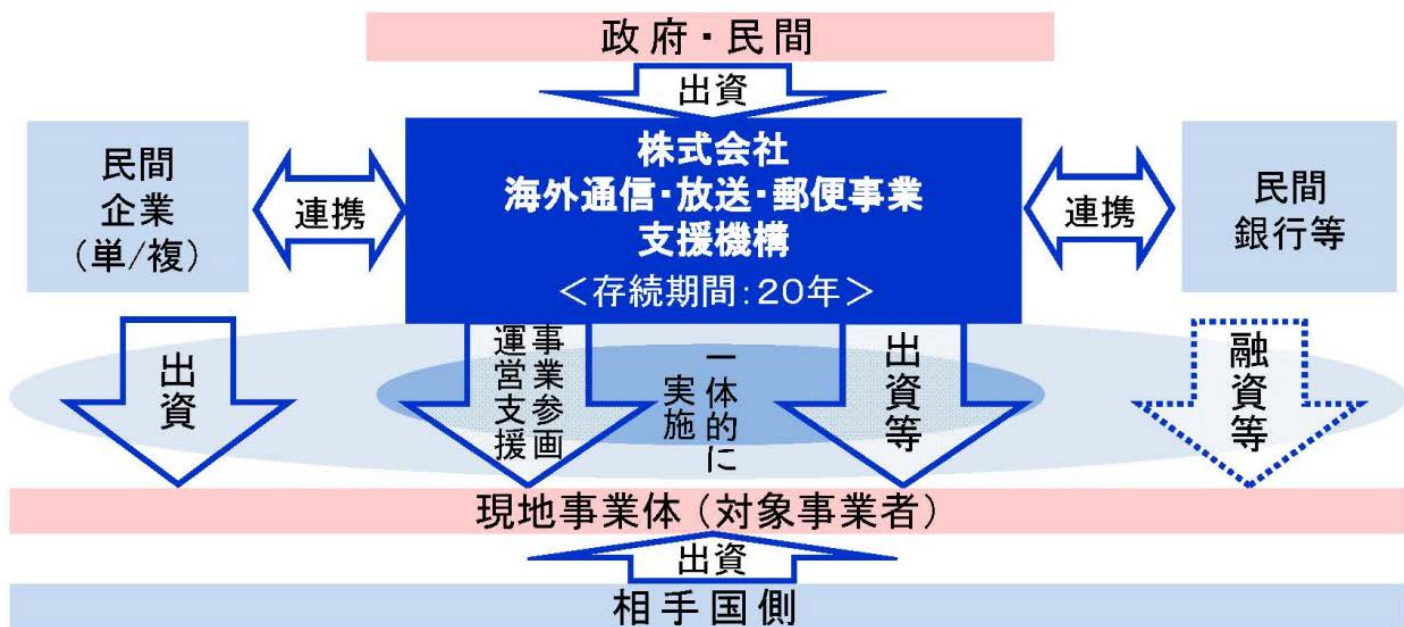
「海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、…
もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする」 (ICT機構法第1条)

(3) 業務

海外で通信・放送・郵便事業を行う者に対して、次の支援を行う。

-出資(民間との共同出資)

-事業参画・運営支援(相手国政府との交渉、専門家の派遣等)



(4) 資本金

政府は機構の株式総数の1/2以上を保有。

(5) 役員

設立当初の役員構成

取締役会長(非常勤)	高島 肇久氏	〔日本国際放送(JIB)元社長 現特別専門委員〕
代表取締役社長(常勤)	福田 良之氏	(みずほグループ)
常務取締役(常勤)	細井 浩之氏	(NTTグループ)
社外取締役	栗原 美津枝氏	(日本政策投資銀行)
社外取締役	中村 家久氏	(住友商事)
社外取締役	三尾 美枝子氏	(弁護士)
監査役	梶川 融氏	(太陽有限責任監査法人)

2. NHKの対応

■NHKは、制度整備を前提に、海外発信等に協力する観点から、平成28年度、出資する方針

(参考)NHKの出資について

- ・ NHKの出資は、
 - ✓放送法第22条及び放送法施行令第2条で定められている事業に対してのみ可能であり、
 - ✓出資を行おうとする際には、
予算に計上して当該予算の国会承認を得た上で、
総務大臣の認可が必要である。
- ・ 大臣への認可申請は、経営委員会の議決事項

(放送法)

- ・第22条 協会は、…、第20条第1項又は第2項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、…第20条第1項又は第2項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資することができる。
- ・第29条第1項1号ム 第22条の総務大臣の認可を受けて行う出資